

第六回国会 人事委員会 議 録 第一二号

昭和二十四年十月二十七日

本日の会議に付した事件
理事の互選
政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

昭和二十四年十一月十七日(木曜日)
午前十一時三十九分開議

- 出席委員 星島 二郎君 久雄君
委員 池見 茂隆君 小平 龍伍君
委員 玉置 實君 橋本 勇君
委員 藤枝 泉介君 赤松 允君
委員 中曾根康弘君 加藤 俊夫君
委員 逢澤 寛君 木村 俊夫君
理事 池見 茂隆君 小平 龍伍君
理事 玉置 實君 橋本 勇君
理事 藤枝 泉介君 赤松 允君
理事 中曾根康弘君 加藤 俊夫君
理事 逢澤 寛君 木村 俊夫君
出府政府委員 人事院總裁 淺井 清君
(法制局長) 岡部 史郎君
人事院事務官 水田三喜男君
委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君
専門員 中御門経民君
十一月一日 委員千葉三郎君辞任につき、その補欠として園田直君が議長の指名で委員に選任された。
同月十一日 委員今泉貞雄君辞任につき、その補欠として岡西明貞君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日 委員田中萬逸君、廣川弘禪君及び水田三喜男君辞任につき、その補欠として池田正之輔君、吉武惠市君及び柳澤義男君が議長の指名で委員に選任された。
同月十七日 理事橋本龍伍君の補欠として吉武惠市君が理事に当選した。
十月二十六日 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
同月二十九日 特別職の職員の給與に関する法律案(内閣提出第一八号)(予)
十一月十四日 国家公務員の職階制に関する法律案(内閣提出第二九号)
同月十日 妻木町の地域給引上げに関する請願(加藤謙造君紹介)(第四八号)
特殊勤務手当支給に関する請願(赤松勇君紹介)(第六一号)
同(加藤充君紹介)(第九八号)
同月十五日 国家公務員の政治的行為に関する規則撤回の請願(加藤充君紹介)(第三三六号)
の審査を本委員会に付託された。
同月十四日 大阪府における勤務地手当の地域差改正の陳情書(大阪府議會議長淺野豊行)(第一四〇号)
を本委員会に送付された。

〔筆記〕
○星島委員長 これより人事委員会を開会いたします。
この際お知らせしておくことがあります。去る十月二十六日政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)が、また去る十月二十九日予備審査のために、特別職の職員の給與に関する法律案(内閣提出第一八号)が、また去る十一月十四日国家公務員の職階制に関する法律案(内閣提出第二九号)が、それぞれ本委員会に付託となりました。
次に、去る十一月一日委員千葉三郎君が辞任せられ、その補欠として新たに園田直君が委員となられ、また去る十一月十一日今泉貞雄君が委員を辞任せられ、その補欠として岡西明貞君が新たに委員となられ、また一昨十五日田中萬逸君、廣川弘禪君及び水田三喜男君がそれ〴〵委員を辞任せられ、その補欠として池田正之輔君、吉武惠市君及び柳澤義男君がそれ〴〵新たに委員となられました。以上お知らせいたしておきます。

次にお諮りいたすことがあります。昨日理事橋本龍伍君より理事を辞任したい旨の申出がありました。これを許可するに御異議はありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○星島委員長 御異議なしと認めます。それでは橋本龍伍君の理事辞任を許可いたします。
ただいまの橋本君の辞任によりまして理事一名が欠員となりましたので、その補欠選任を行いたいのであります。これは先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○星島委員長 御異議なしと認めます。それでは吉武惠市君を理事に指名いたします。

○松澤委員 議事進行につき発言いたします。この人事委員会では閉会中継続審査を付託せられまして、実地調査等は行われなかつたが、閉会中一回も委員会は開かれなかつたのであります。石炭、寒冷地手当支給に関し、これまでに種々な問題があり、今日に至るまで法律の実施が行われていないのであります。もし閉会中もたび〴〵委員会が開かれておりましたら、この解決は促進されておつたと思うのであります。政治活動禁止、給與ベース等、その重要な問題が起り、われ〴〵は委員会の開会を要求して参つたのであります。今回、この委員会に三つの重要法案が付託され、しかも、職階制の法律等、まことに重要かつ困難なものであり、会期あますところ五、六日では、たして十分な審議が行われるかどうか疑問に思つているのであります。委員長の御人格、御手腕については、われわれは常に敬服しておるのであります。過去の人事委員会の運営、今後の運営についての委員長の御所見を伺いたいと思つております。
○星島委員長 松澤委員が、人事その他の問題について熱心であられることに対しては、敬服しているのであります。給與ベースの決定等の問題もありませんので、正式に理事会を開いたのではございませんが、理事のみなさんにお諮りしたところが、まだその時期にも達してはいないから、まだよからうと申す御意向でございまして、委員長の開かなかつたのであります。委員長といたしましては、今後閉会中といえども何時でも開きたいと考えておりますから、委員のみなさんの方から、その旨をどし〴〵申し出て下さるようお願いしておきます。
○加藤(充)委員 委員長の松澤君への答弁について、共産党として一言申し上げたいのであります。委員長は理事会的なものの意向によつて今日まで委員会を開かなかつたと申されましたが、われ〴〵は給與ベース等についても委員としてまた共産党として十分役目を果たしたい意向であつたにもかかわらず、委員長よりわれわれには何らの御相談も受けていないのであります。さらに委員が委員長の意向を了承したというように言われ、

共産党もこれに同調したというようになりませんが、われわれは一向に閑知してない事なのであります。将来、このようなことをおきめになるときは、われわれの意向もお聞きくださつてきめていただきたいと思ひます。

○星島委員長 今後なるべく御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○星島委員長 ただいまより政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)、特別職の職員の給與に関する法律案(内閣提出第一八号)及び国家公務員の職階制に関する法律案(内閣提出第二九号)の三件を一括議題として、審査に入ります。先ず提案理由の説明を願ひます。淺井人事院總裁。

(以下連記)

国家公務員の職階制に関する法律案

法律

目次

第一章 総則(第一條―第四條)
第二章 職階制の根本原則(第五條―第十一條)
第三章 職階制の実施(第十二條―第十四條)
第四章 罰則(第十五條)
附則
第一章 総則
(この法律の目的及び効力)
第一條 この法律は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二十九條の規定に基づき、同法第二條に規定する一般職に属する官職(以下「官職」という。)に関する職階制を確立し、官職の分類の原

則及び職階制の実施について規定し、もつて公務の民主的且つ能率的な運営を促進することを目的とする。

2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代るものではない。この法律の規定が国家公務員法以外の従前の法律に於いて、優先する。
3 この法律は、人事院に対し、官職を新設し、変更し、又は廃止する権限を與えるものではない。

(職階制の意義)
第二條 職階制は、官職を、職務の種類及び複雑と責任の度に応じ、この法律に定める原則及び方法に従つて分類整理する計画である。

2 職階制は、国家公務員法第六十三條に規定する給與準則の統一の且つ公正な基礎を定め、且つ、同法第三章第三節に定める試験及び任免、同法第七十三條に定める教育訓練並びにこれらに関連する各部門における人事行政の運営に資することを主要な目的とする。

(用語の定義)
第三條 この法律中左に掲げる用語については、左の定義に従うものとする。

- 一 官職 一人の職員に割り当てられる職務と責任
二 職務 職員に遂行すべきものとして割り当てられる仕事
三 責任 職員が職務を遂行し、又は職務の遂行を監督する義務
四 職級 人事院によつて職務と責任が十分類似しているものと

して決定された官職の群であつて、同一の職級に属する官職については、その資格要件に適合する職員を選択に当り同一の試験を行い、同一の内容の雇用條件においては同一の俸給表をひとしく適用し、及びその他人事行政において同様に取り扱いことを適當とするもの

五 職級明細書 職級の特徴を表わす職務と責任を記述した文書
六 職種 職務の種類が類似して、その複雑と責任の度が異なる職級の群
七 格付 官職を職級にあてはめること。

第四條 人事院は、この法律の実施に関し、左に掲げる権限及び責務を有する。
一 職階制を実施し、その責に任ずること。
二 国家公務員法及びこの法律に従ひ、職階制の実施及び解釈に關し必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を發すること。
三 職務の種類及び複雑と責任の度に応じて、職種及び職級を決定すること。
四 官職を格付する基準となる職種の定義及び職級明細書を作成し、及び公表すること。
五 官職を格付し、又は他の国の機関によつて行われた格付を承認すること。
六 国家公務員法第十七條の規定に基づき、官職の職務と責任に關

する事項について調査すること。
第二章 職階制の根本原則
(職階制の根本原則)
第五條 職種及び職級の決定、職級明細書の作成及び使用、官職の格付その他職階制の実施は、この章に定める原則によらなければならない。

(官職の分類の基礎)
第六條 官職の分類の基礎は、官職の職務と責任であつて、職員の有する資格、成績又は能力であつてはならない。

(職級の決定)
第七條 職級は、職務の種類及び複雑と責任の度についての官職の類似性と相異性に基いて決定される。

2 職務の種類及び複雑と責任の度が類似する官職は、国のいづれの機関に属するかを問はず、一の職級を形成する。
3 職級の数は、職務の種類及び複雑と責任の度に応じて人事院が決定した数に等しくなければならない。

4 職級は、官職を分類する最小の單位である。
(官職の格付)
第八條 官職は、職務の種類及び複雑と責任の度を表わす要素を基準として職級に格付されなければならない。

2 格付に當つては、官職の職務と責任の性質並びにその職務に対してなされる監督の性質及び程度を前項の要素としなければならない。
3 格付に當つては、官職の職務と

責任に關係のない要素を考慮してはならない。又、いかなる場合においても、格付の際にその職員が受ける給與を考慮してはならない。

4 官職は、局、課、その他の組織の規模又はその監督を受ける職員の数にのみ基いて格付してはならない。これらの要素は、監督を受ける職務の種類若しくは複雑、監督的な責任の度又は監督の種類、度若しくは性質その他これらに類する要素と関連させてのみ考慮することができる。

5 同一の職級に格付される官職は、職務の種類及び複雑と責任の度において全く同一であることを要しない。
6 一の官職が二以上の職級にわたる職務と責任を有する場合において、それらの職務と責任に応じてその都度格付を変更することが困難なときは、格付は、勤務時間の大部分を占める職務と責任に従つて行う。但し、人事院規則の定めるところにより、最も困難な職務と責任によつて格付することができる。

(職級明細書)
第九條 職級明細書は、各職級ごとに作成しなければならない。
2 職級明細書には、職級の名称及びその職級に共通する職務と責任の特徴を記述しなければならない。

3 職級明細書には、前項に規定するものの外、その職務の遂行に必要な資格要件を記述し、及びその職級に属する代表的な官職を例示

4 職級明細書は、格付の基準となる主要な要素を明らかにするものでなければならぬ。

(職級の名称)

第十條 職級には、これに属する官職の性質を明確に表す名称を付しなければならぬ。

2 職級の名称は、その職級に属するすべての官職の公式の名称とする。

3 職員には、その占める官職の属する職級の名称が付與される。

4 職級の名称は、予算、給与簿、人事記録その他官職に關する公式の記録及び報告に用いられなければならない。但し、必要に応じ略称又は記号を用いることができる。

5 前三項の規定は、行政組織の運営その他公の便宜のために、組織上の名称又はその他公の名称を用いることを妨げるものではない。

(職種)

第十一條 職種は、職務の種類が類似して、その複雑と責任の度が異なる職級をもつて形成する。但し、職階制の実施上必要あるときは、一の職級をもつて一の職種を形成することができる。

2 職種には、これに属する職級の職務の種類を概括的に表わした定義を與えなければならない。

第三章 職階制の実施

(職階制の実施)

第十二條 人事院又はその指定するものは、国家公務員法、この法律、人事院規則及び人事院指令の規定並びに職級明細書により、す

べての官職を、職務の種類及び複雑と責任の度に基いて職級に格付しなければならぬ。

2 官職の職務と責任上格付の変更を必要と認める場合には、人事院又はその指定するものは、官職の格付を変更しなければならぬ。

3 人事院の指定するものが官職を格付し、又はその格付の変更を行つたときは、直ちにその採つた措置について人事院に報告しなければならない。

4 人事院は、官職が第一項又は第二項の規定に従つて格付されていくかどうかを確認するため、隨時、格付の再審査を行い、格付が適正に行われていないことを発見したときは、これを改訂しなければならない。

5 前各項の場合において、人事院は、その採つた措置を關係機関に文書により通知し、これに従つた措置を採るよう指示しなければならない。

6 人事院の指定するものが第一項若しくは第二項の規定に違反して官職を格付し、若しくは変更し、又は第三項の規定に違反して報告しなかつた場合においては、人事院は、その指定による委任の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを一時停止することができる。

(職種又は職級の改正)

第十三條 人事院は、必要と認める場合には、職種、職級、職級の名称又は職級明細書を新設し、変更し、若しくは廃止し、又はこれを併合し、若しくは分割することが

できる。

2 人事院は、前項の措置を採つたときは、その旨をすみやかに各省各庁に通知しなければならない。(公示文書)

第十四條 人事院は、この法律、職階制に關する人事院規則及び人事院指令並びに正確且つ完全な職種職級一覽表及び職級明細書を使用し、便宜な形式に編集して保管しなければならない。

2 前項の文書は、官庁執務時間中、適當な方法で公衆の閲覧に供しなければならない。

第四章 罰則

(罰則)

第十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

一 人事院若しくはその指定する者が第四條第六号の規定に基いて行つた調査に關し、人事院若しくはその指定する者から報告を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者

二 第十二條第三項の規定に違反して同項の規定に基いて採つた措置について人事院に対し虚偽の報告をし、又は正当の理由がなくて報告をしなかつた者

三 第十二條第五項の規定に違反して人事院の指示に従わなかつた者

附則

1 この法律中第十條第四項の規定は、人事院規則で定める日から、その他の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律によつて行われる格付

は、人事院の定めるところにより、逐次実施することができる。

3 国家公務員法、この法律、人事院規則及び人事院指令に従つて職階制が実施されるに伴い、この法律に基く格付は、政府職員の新給與実施に關する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第九條に規定する級への格付に代るものとする。但し、同法による級への格付は、給與に關しては、国家公務員法第六十三條に規定する給與準則が制定実施されるまで、その効力を有するものとする。

4 職員の給與は、この法律によつて行われる官職の格付によつては、国家公務員法第六十三條に規定する給與準則の実施に際して減額されることはない。

特別職の職員の給與に關する法律案

特別職の職員の給與に關する法律

(目的及び適用範圍)

第一條 この法律は、左に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給與について定めることを目的とする。

一 内閣総理大臣

二 國務大臣

三 人事官及び検査官

四 内閣官房長官

五 内閣官房副長官

六 政務次官

七 国立国会図書館長

八 衆議院及び参議院の事務局長及び法制局長

九 国家公安委員会委員

十 公正取引委員会の委員長及び委員

十一 全国選挙管理委員会の委員長及び委員

十二 外国為替管理委員会の委員長及び委員

十三 統計委員会委員長

十四 中央更生保護委員会委員

十五 運輸審議会委員

十六 宮内庁長官及び侍從長

十七 大使及び公使

十八 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條第三項第八号及び第十二号に掲げる秘書官(以下「秘書官」という。)

十九 地方自治委員

二十 地方税審議会委員

二十一 全国選出議員選挙管理委員会委員

二十二 日本學術會議會員

二十三 侍從

二十四 連合國軍のために勞務に服する者

二十五 食糧配給公団の職員

二十六 失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて國が雇用した職員及び公共事業のため失業者として國が雇用した職員で技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者

(内閣総理大臣等の給與)

第二條 前條第一号から第十八号までに掲げる特別職の職員(以下「内閣総理大臣等」という。)の受ける給與は、別に法律で定められるもの外、俸給及び勤務地手当とする。

第三條 内閣総理大臣等の俸給月額

は、別表による。

2 別表により秘書官の受ける俸給
月額の号係は、内閣総理大臣、法
務総裁、各省大臣、経済安定本部
総裁、最高裁判所長官、人事院総
裁又は会計検査院長が大蔵大臣と
協議して定める。

第四條 内閣総理大臣等の勤務地手
当の月額は、俸給月額に一般職の
職員例により一定の割合を乗じ
て得た額とする。

第五條 新たに内閣総理大臣等にな
つた者には、その日から給與を支
給する。但し、退職し、又は罷免
された国家公務員が即日内閣総理
大臣等になつたときは、その日の
翌日から給與を支給する。

第六條 内閣総理大臣等が退職、罷
免又は死亡に困り内閣総理大臣等
でなくなつたときは、その日まで
給與を支給する。

第七條 前二條の規定により給與を
支給する場合であつて月の初日か
ら支給するとき以外のとき、又は
月の末日まで支給するとき以外の
ときは、その給與額は、その月の
現日数から日曜日の日数を差し引
いた日数を基礎として、日割によ
つて計算する。

第八條 内閣総理大臣等の給與の支
給期日は、一般職の職員例によ
る。

(地方自治委員等の給與)
第九條 第一條第十九号から第二十
二号までに掲げる特別職の職員
(以下「地方自治委員等」という)
は、勤務一日につき千円をこえな
い範囲内において、内閣総理大臣
が大蔵大臣と協議して定める額の

手当を受ける。

(侍従の給與)
第十條 第一條第二十三号に掲げる
特別職の職員受ける給與の種
類、額、支給条件及び支給方法は、
大蔵大臣の定めるところにより、
一般職の職員例による。

(連合国軍労務者等の給與)
第十一條 第一條第二十四号に掲げ
る特別職の職員受ける給與の種
類、額、支給条件及び支給方法
は、別に法律で定めるまでの間、
特別調査庁長官が大蔵大臣と協議
して定める。

第十二條 第一條第二十五号に掲げ
る特別職の職員受ける給與の種
類、額、支給条件及び支給方法
は、法令による公団の一般職の職
員例による。

第十三條 第一條第二十六号に掲げ
る特別職の職員は、労働大臣が大
蔵大臣と協議して定める額の賃金
を受ける。但し、その額は、政府
に対する不正手段による支拂請求
の防止等に関する法律(昭和二十
二年法律第七十一号)第二條に
規定する一般職種別賃金額をこえ
ることはできない。

(重複給與の調整)
第十四條 国会議員、内閣総理大臣
等及び一般職の常勤を要する職員
が左の各号の一に該当するとき
は、その兼ねる特別職の職員とし
て受けるべき第二條又は第九條の
給與は、支給しない。

一 内閣総理大臣等の職を兼ねる
とき。
二 地方自治委員等の職を兼ねる
とき。

2 前項の規定にかかわらず、その
兼ねる特別職の職員として受ける
べき給與の月額が、国会議員とし
て受ける歳費の月額、内閣総理大
臣等として受ける俸給及び勤務地
手当の月額又は一般職の常勤を要
する職員として受ける俸給、扶養
手当及び勤務地手当の月額をこえ
るときは、その差額を、その兼ね
る特別職の職員として所屬する機
関から支給する。

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律施行の日以後において
新たに国家公務員法第二條の特別
職とされた職の職員受ける給與
については、その後における最近
の機会においてこの法律が改正さ
れるまでの間、政令で定める。

3 左に掲げる法令は、廃止する。
特別職の職員俸給等に関する
法律(昭和二十三年法律第二百六
十八号)
特別職の職員俸給等に関する
政令(昭和二十四年政令第十三号)

4 日本学術会議法(昭和二十三年
法律第二百一十一号)の一部を次の
ように改正する。
第七條第三項中「手当を支給す
ることができる。」を、「別に定める
手当を支給する。」に改める。

5 地方自治庁設置法(昭和二十四
年法律第三十一号)の一部を次の
ように改正する。
第十三條中「内閣総理大臣が大
蔵大臣と協議して」を、「別に」改め
る。

6 運輸省設置法(昭和二十四年法

別表

律第五百七十七号)の一部を次のよ
うに改正する。
第十二條第一項を次のように改

める。
委員の報酬は、別に定める。

官名	俸給月額
内閣総理大臣	四〇,〇〇〇円
国務大臣	三二,〇〇〇円
人事官及び検査官	三〇,四〇〇円
国立国会図書館長	二八,八〇〇円
国家公安委員会委員	二八,〇〇〇円
公正取引委員会委員	二七,二〇〇円
全国選挙管理委員会委員	二五,六〇〇円
中央更生保護委員会委員	二四,〇〇〇円
運輸審議会委員	二四,〇〇〇円
侍従	二四,〇〇〇円
公使	二四,〇〇〇円
秘書官	一五,〇〇〇円
	一四,〇〇〇円
	一三,〇〇〇円
	一二,〇〇〇円
	一一,〇〇〇円

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案
政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案
政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案
政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

第二十六條の規定による職員
の苦情の申立を受理し、及びこ
れを審査すること
同條に次の一号を加える。
七 この法律の完全な実施を確保
し、その責に任ずること
第三條から第五條までを次のよう
に改める。

第三條から第五條まで 削除
第九條第一項、第十一條第二項、
第十二條、第二十五條及び第二十六
條中「新給與実施本部長」を「人事院」
に改める。
第二十七條を次のように改める。
第二十七條 削除
第二十八條中「新給與実施本部長」を「人事院」に改める。

附則
一 この法律は、公布の日から施行
する。
二 総理府設置法（昭和二十四年法
律第百二十七号）の一部を次のよ
うに改正する。
第十條中「新給與実施本部」を削
る。
第十三條を次のように改める。
第十三條 削除
第十三條 削除
行政機関職員定員法（昭和二十
四年法律第百二十六号）の一部を
次のように改正する。

第一類第二号 人事委員会議録第二号 昭和二十四年十一月十七日

第二條第一項総理府の欄中「本
府 二二六〇人」を「本府 二、二
五四人」に、「計 五八、一三三人」
を「計 五八、二七人」に、合計
の欄中「八七三、二二七人」を「八
七三、二二一人」に改める。

○淺井政府委員 たいだいま議題となり
ました国家公務員の職階制に関する
法律案の提案理由を御説明申し上げま
す。

御承知の通り、国家公務員法は、新
憲法の精神にのっとりまして、公務の
民主的かつ能率的運営をはかるため、
国家公務員がその職務の遂行にあた
り、最大の能率を發揮し得るよう
に、民主的な方法で選択され、指導さるべ
き根本基準を定めていたのであります
が、その一つとして、第二十九條第一
項におきまして職階制を法律で定める
こととし、同條第二項におきまして人
事院が職階制を立案し、官職を職務の
種類及び複雑と責任の度に応じて、分
類整理すべきことを定め、さらに同條
第四項におきましてこれらに關しま
する計画を国会に提出して、その承認を
得ることとしておるのであります。こ
のため人事院におきましては、前身た
る臨時人事委員会の発足当初より、こ
の職階制の立案に力を注ぎ、またその
実施に當るべき準備を整えて参つたの
でございまして、今般これに關する法
律の成案を得るに至りましたので、こ
こに国家公務員の職階制に関する法律
案を提出いたしました。あわせて、そ
の計画に關し、国会の御承認を求め
る次第でございます。

官職の分類を行うための計画を定めて
おるのでございます。すなわち職階制
とは官職を職務の種類及び複雑と責任
の度に応じ、この法律に定める原則及
び方法に従つて、分類整理する計画で
ありまして、その実施につきましても
人事院の定めるところにより、逐次行
うこととしておるのでございます。
ただし、職階制は一時に全面的に実施
することは不可能であり、また官職の
状況の変動に適応いたしまするため
は、その都度法律の改正によらねばな
らないといはしますことは、技術的
にきわめて困難なことを考えられるか
らでございます。

第二の要点といたしましては、職階
制の目的を明確にしたこととございま
す。職階制の目的は、給與準則の統一
的かつ公正な基礎を定め、かつ試験、
任免及び教育訓練、ならびにこれらに
關連する各部門における人事行政の運
営に資することにありまして、
人事院に対して新しく官職を設
け、または在来の官職を変更し、もし
くは廃止する権限を與えるものではな
いのでございます。

第三の要点といたしましては、職種
及び職級の決定、職級明細書の作成及
び使用、官職の格付その他職階制の実
施に關する原則を定めておるのでござ
いまして。

第四の要点といたしましては、職階
制の実施の方法及び手続を定め、並び
にその実施の機關について規定したこ
とでございます。すなわち官職の格
付、格付の変更または改訂、職種また
は職級の改正について明確なる方法と
手続を定め、人事院をもつて職階制を
実施し、その責に任ずる機關とし、そ
の具体的な権限を定めております。

第五の要点といたしましては、御承
知の通り、政府職員の新給與実施に關
する法律第一條第三項の規定によりま
して、同法による職務の分類は、国家
公務員法第二十九條その他の條項に規
定された計画とみなされておりますが、
この法律案の施行によりまして、
逐次官職の格付が行われるに伴い、そ
の格付が政府職員の新給與実施に關
する法律による職務の分類による級へ
の格付にかつておるのであります。し
かしながら給與については、
この法律案の施行後においても、給與
準則が制定されるまでの間、政府職員
の新給與実施に關する法律による職務
の級への格付が、引き続き効力を持つこ
とといたし、なお職階制に適合した給
與準則が制定実施されるに際しまし
て、この法律によつて行われる官職の
格付によつて、給與の減額はしない
という方針を明らかにし、もつて職階制
実施に伴う給與についての不安を除く
ことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びそ
の要点的説明でございますが、何とぞ
慎重御審議の上、すみやかに御議決あ
らんことをお願いいたします次第であ
ります。

次に政府職員の新給與実施に關する
法律の一部を改正する法律案についま
して、提案の理由を御説明申し上げた
いと存じます。
国家公務員法の全面的適用に伴いま
して、政府一般職職員に關する
事務は、すべて人事院において統一
的に実施されることが要請されるに至
りました。御承知の通り、政府職員の新
給與実施に關する法律は、昭和二十三

年五月三十一日に公布施行されたので
ございますが、当時人事院はいまだ設
置されておらず、その前身たる臨時人
事委員会が国家公務員法の実施の準備
に當つており、機構がまだ整備されて
おりませんでしたので、政府職員の新
給與実施に關する法律の実施機關とし
て、臨時に新給與実施本部が設置され
たのであります。その後、昭和二十三
年十二月、国家公務員法が改正され、人
事院が正式に発足いたしましたから、
右の新給與法の一部を改正し、給與
に關する基礎的な部門は人事院が担当
し、これが運用及び実施面は新給與実
施本部が担当するという二元運用が
行われて参つたのであります。

これは給與行政担当機關の移管に伴
う過渡的措置に過ぎませんので、今回
新給與実施本部を廃止して、その業務
を人事院に引継ぎ、給與行政機關を一
元化して、事務の統一をはかることが
適當であると存じ、この法律案を提出
した次第であります。何とぞすみやか
に御審議の上、御議決くださるよう希
望いたします次第でございます。

○水田政府委員 特別職の職員に給與
に關する法律案につきまして、提案の
理由を御説明申し上げます。
特別職の職員に給與につきましても
は、現在特別職の職員に關する法律
によつて規定されておるのでありま
すが、その後新たに特別職に加入
されたものが相当あり、またそのある
ものは、給與に關する法的根拠をま
たう持たない現状であります。従いま
して、この際、右法律の適用範圍を整
理いたしますとともに、支給方法その
他につき所要の改正を加えたいと存
するのであります。

次に、本法律案の内容を簡単に御説明申し上げます。まず、本法律案の適用範囲につきましては、第一條において、現在国家公務員法上の特別職である職員を全部もらいたいしますとともに、これを、その職務の性質、勤務の形態等に着眼いたしまして、内閣総理大臣等、地方自治委員等、侍従及び連合国軍労務者等の四つに分類し、そのおのづかにつき給與の種類、額、支給方法等を別個に規定することいたしました。

第一に、内閣総理大臣等につきましては、秘書官を除きましては、その給與の種類、額、支給方法等は、おおむね従前の通りであります。ただ、秘書官は、現在、扶養手当及び超過勤務手当の支給を受けておりますが、その職務の性質、勤務の形態から見まして、これに相当する金額を俸給に織り込んで、俸給と勤務手当の二つを支給することに改めました。

第二に、地方自治委員等は、新たに適用範囲に加えられたものであります。その給與は従前の例によりまして、日額手当を支給することいたしました。

第三に、侍従の給與につきましては、昨年六千三百七十四円に切りかえた後、昇給し得る措置がとられなかつたのであります。今回は一般職の職員の例によることとし、その例により、昇給できることといたしました。最後に、連合国軍労務者等も、新たに適用範囲に加えられたものであります。その給與は、さしあたり現行のものそのままによる建前としてあります。

次に、給與の支給方法として、新た

に加えられました規定は、第十四條の重複給與の調整に関する規定でありまして、これは特別職の職員が他の国家公務員の職を兼ねるときの給與につきまして、所要の調整を加えようとするものであります。

なお、この法律は、現行の特別職の職員だけを適用範囲としております関係上、国会閉会中新たに特別職の職員となりました者の給與につきましては、その後法律が改正されるまで、政令で定めることができるよう、附則中に規定を設けることいたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由並びに本法律案の大綱であります。なにとぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

○星島委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。

お諮りいたしますが、これらの法案に対する質疑は明日より行いたいと思ひますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。よつて質疑は明日より行うことといたします。質疑は先例によりまして、通告順にこれを行うことといたします。それから、あらかじめ委員部の方に御通告くださるようお願いいたします。

本日はこの程度にいたしまして、次回は明十八日午前十時より開会することといたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時五分散会